

明治前商法期における英国型報告会計実務の 形成と変容

CHIBA, Junichi / 千葉, 準一

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

76

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

375

(終了ページ / End Page)

401

(発行年 / Year)

2009-03-09

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004031>

【研究ノート】

明治前商法期における英国型 報告会計実務の形成と変容

千 葉 準 一

1. 近代化論

日本近代会計制度史に関する通説の再検討

本稿では、本格的な実証研究が未発達であった1960年代中葉までに、日本の研究者のみならず、海外の研究者に対しても紹介されてしまった日本会計制度史の「展開シェーマ」、すなわち日本の会計制度は「戦前はドイツ的であり、戦後はアメリカ的」であるとする「展開シェーマ」に抜本的な反省を迫ることをひとつの重要な目的とする。

ところで、明治以降の日本近代会計制度の形成と展開を探究するにあたり、まず日本の近代化の問題から出発してみよう。

近代化の典型—英国における「下からの」・「内からの」近代化

明治期以降、日本は近代化にひた走る。ところで近代化とは、一体、いかなるものか。

英国における近代市民社会の形成をひとつの典型的な事例とする西欧型の伝統的な近代化概念は、以下の四つのファクターから構成されるといわれる。

- (1) 経済的には、広範な商品交易と自律的な合理的資本計算を指向する近代資本主義的生産社会の形成。
- (2) 政治的には、公論に基づく近代議会制民主主義や、形式的に自由で平等な資本主義的企業活動の予期可能性・計算可能性を保証する会社法制の形成。
- (3) 社会的には、共同体的な連帯に代わる都市中心の自律的な機能集団である各種職業団体の優位性の確立と、「継続的・合目的な労働組織」である近代「経営」(Betrieb)概念の形成。
- (4) 精神的には、合理的な生活態度 (Ethos) を有する個人主義的人間観と社会観の形成。

西欧、特に英国の場合に特徴的であったことは、こうした近代化が政治的「国家」の側からではなく、すなわち国家の強力な庇護によることなく、市民「社会」の側から、すなわち「下から」、またそうした市民社会の内発的な欲求によって、すなわち「内から」、しかも上記の四つのファクターのすべてが絶妙のバランスを保ちつつ達成されたということである。

日本の近代化：「上からの」・「外からの」欧米化

しかしながら、市民社会の「自立(律)性」(autonomy)の成熟度が低かった当時の後進国、日本の場合には、前稿で確認したような江戸末期までに形成された諸条件にも拘わらず、上記の四つのファクターのバランスを保ちながら近代化するような余裕はなかった。

当初は、英国同様の君主制議会主義を志向した日本も、英国憲法のような形態での制定を断念し、日本同様に、分権国家から中央集権国家を志向し1871年(明治4年)にそれを実現していたプロシヤ憲法の内容を模倣した。

開国・明治期以後の日本の近代化は、「脱亞入欧」というスローガンにみられるように、日本を欧米化という意味で理解されてきた。すなわち日本の近代化は、欧米列強との国際緊張の外圧の中で(「外から」)、しかも中央

集権政府の強力な指導の下に（「上から」）、急速に達成されざるを得なかったのである。

国立銀行や製鉄・製糸業等の基幹産業を政府主導で「上から」育成し、軌道に乗った段階で民間に「払い下げ」というかたちでの「殖産興業」政策が推進された。他方、こうした方式がとられることで、英国等の欧米社会と比較する限り、社会ではなく国家との関係が強調される構造が形成される。

「モザイク的」近代化

もうひとつの日本の近代化の特徴は、様々な分野における相互の脈絡を考えずに、それぞれの分野で、当時、最も先進的であると考えられた各国の制度を導入した「モザイク的」近代化であったことである。

法制において、憲法はプロシヤ、刑法や民法はフランス、商法はドイツ、軍制において、陸軍はフランス、海軍はイギリス、経済・社会分野でも、教育や警察はフランス、郵便はイギリス、国立銀行や大学はアメリカ、通信・鉄道はイギリス、というように、各分野で最も先進的であると考えられた制度が、お互いの相互関係を一切無視して、それぞれ導入されるという、モザイク的「近代化」がなされたのである（Morishima, 1982: 88-9）。

不平等条約の形成と撤廃

日本において、こうした近代化が急がれたのは、いうまでもなく当時の不平等条約を早急に撤廃しなければならなかったからである。（McKinnon, 1886, 1994）

1840年の阿片戦争による清国の敗北以後、幕府志士によく読まれた書物は会沢正志著『新論』（文政8年, 1825年）であり、「殖産興業」と共に明治政府のもうひとつのスローガンであった「富国強兵」はその中で登場する用語である。

1844年にはオランダ国王が日本に開国を進言・強要し、1853年のペリー

来航の翌1854年は日米和親条約（海港約束）が、また1856年のハリス来航以後の1858年には日米通商条約が締結された。しかしそこには治外法権と関税自主権の欠如という不平等条約が含まれていたのである。

結果的に、これらの不平等条約は、日清戦争勝利後の1899年の日英及び日米通商条約（治外法権廃止の開始、外相井上馨）と、日露戦争勝利後の1911年の日米通商航海条約（関税自主権の獲得、外相陸奥宗光・小村寿太郎）によって撤廃に向かった。

他方、清国の場合には、阿片戦争後の1842年の南京条約による領事裁判権（治外法権）は1843年に廃止されたものの、他方、関税自主権については、1911年の辛亥革命による国民政府によりようやく1930年に獲得されるまで、なんと88年間を費やしたのであった。

日本の場合には、こうした不平等条約撤廃のために、屈辱的とさえいわれた鹿鳴館での接待外交や欧米型法制の形成等の努力がなされ、またそのために様々な遣欧使節団が欧米に派遣された。

幕府遣欧使節団

万延元年（1860年）、日米通商航海条約の批准書交換のため、徳川幕府はアメリカへ使節を派遣した。ここでは玉虫左太夫『航米日録』全8巻が残されているが、その後も欧州諸国へ5回にわたり使節を派遣した。

文久2年（1862年）には、竹内保徳等を開港・開市延期交渉のための使節として欧州6ヶ国（仏、英、蘭、普、露、葡）に派遣しつつ探索を行った。ここでの代表作としては福田作太郎『英国探索』が残されている（福田、1862）。

元治元年（1864年）には、池田筑後守長発^{いけだ ちくごのかみながおき}を正使とする36名が横浜鎖港交渉のためフランスに赴いている。スエズ運河開通は1869年であったため、途中は陸路であり、ピラミットを背景に撮った興味深い写真が残されている（鈴木、1988）。

慶応元年（1865年）には横須賀製鉄所建設の用務を帯びて柴田剛中^{たけなか}がフランスに派遣された。ここでは柴田剛中『仏英行』が残されている（柴田）。

その後も慶応2年(1866年)にはロシア政府と国境画定問題商議のため、小出秀実がロシアに派遣され、また同3年(1867年)には徳川昭武がパリ博覧会参列のためにフランスに派遣されている。

「これら一連の使節の派遣は、ほぼそれと併行して見られた欧米諸国への留学生派遣——幕府ならびに諸藩による——とともに、鎖国下から出て急速に西欧文明への対応を迫られた日本人の対応のあり方という点から見ても注目すべきことであった」(沼田, 1974 : 599)。

これら短期間の欧州派遣における、当時の幕臣達の詳細な見聞録は、詳細な紹介はできないものの、見事というほかはないように思われる。

岩倉使節団

明治4年(1871年)から明治6年(1873年)までの長期間、西郷隆盛を除く殆どすべての政府要人一行が米欧を訪れた。岩倉使節団である。目的は、(1) 幕末に幕府が条約を結んだ国々を周り、各国元首に国書を奉呈すること、(2) 不平等条約改正の予備交渉を行うこと、(3) 欧米を視察して、新たな国造りの青写真を造ることにあったが、(2) が最大の目的であったことはいうまでもない。

2. 企業会計の近代化

主要先行会社における英国型報告会計実務の形成

しばしば、明治期以降の戦前の会計制度は「ドイツ的」なものであったといわれる。こうした通説は、当時の会社がいかなる会計報告実務を行っていたのかに関する研究が殆ど欠如しており、ドイツ型明治『商法』計算規程や、大学等で講義された会计学のテキストにドイツの文献が多かった

ということから形成されてしまったものである。

しかし1960/70年代以降、雄松堂書店から当時の各社の『営業報告書』のマイクロ・フィルムが発売されて一般に参照し得るようになると、こうしたそれまでの通説には、かなりの不備があることがわかった。

とりわけ重要なのは、日本の『(原始) 商法』が制定される明治23年(1890年)までの「前商法期」の主要先行株式会社が、紛れもなく英国型の報告会計実践を遂行していたということである(片野, 1968; 久野, 1964, 1987, 1992)。

当時の「英国型」報告会計実践とは、一体、いかなるものであったのか。

第一国立銀行の計算書類

国民経済造りの出発をなすものは、まず金融制度の確立である。1873年(明治6年)から1879年(明治12年)までの間に、全国で153行の国立銀行(通常の商業銀行)が設立された。

国立銀行制度は、その範を米国の国立銀行条例に求めたが、計算書類は英国の圧倒的な影響の下で形成された。

最初の国立銀行は、1873年に東京に設立された第一国立銀行である。これは日本で最初の株式会社であって、同年7月から営業を開始した。大蔵省(紙幣寮)は同年12月に第一国立銀行に諮問して『国立銀行定期報告差出方規則』を編成し、同『規則』に基づいて、本銀行の第一回目の「半季實際考課状」(計算書類)、すなわち「第1回半季實際報告」と「第1回利益金割合報告」(それぞれ今日の半期貸借対照表と半期損益計算書に相当する)が、同銀行頭取小野善助と取締役齋藤純造名で1873年12月31日付で作成され、紙幣頭^{しへいのかみ}に提出された。

注目すべきことは、「第1回半季實際報告」貸方側に、株金(株式資本金)、預金(銀行会計であるため、預金は負債であることに注意)、借金(借入金)、抵當金に加え、最後に純益金(当期純利益)の内訳として別段積立金、割賦金(配当金)、後半季繰込(次期繰越金)が表示されていることで

第一国立銀行第一回実際報告明治 6年12月31日

借方		貸方	
資 産		株 金	
		預 金	
		借 金	
		抵当金	
		純益金	
		別段積立金	11271.24
		割賦金	54918
		後半季繰込	27362.04
			93551.28
総 計	12420567.32	総 計	12420567.32

第一国立銀行第一回利益金割合報告 明治6年12月31日

借方		貸方	
費 用		収 益	
純益金			
一株ニ付三円八			
三銭ノ割合ニテ			
別段積立金	11271.24		
割賦金一株ニ付二	54918		
円ニ五銭ノ割合			
後半季繰込	27362.04	93551.28	
総 計	143760.01	総 計	143760.01

ある。また同様に「第1回利益金割合報告」借方側にも様々な諸費用が記載された後、最後に純益金の内訳項目として同様の記載がなされていることである。

本来、期末決算の結果、計算書類に記載されるべきものは、当期純利益・当期末処分利益までのはずである。利益処分項目は損益計算書とは別の、利益処分計算書に記載され、株主総会に提出されて承認を受けるべきものである。ところがここでは既に決算の時点で利益処分（項目）が提示されている。ここでの損益計算書は、損益計算書と利益処分計算書との混合形態なのである（片野, 1968 ; 久野, 1964, 1987, 1992）。

当時、世界中の銀行会計でこうした「損益+利益処分混合計算書」を作

成していたのは英国のみであった。明治期主要先行会社の報告会計実践は、当時、世界で最も先進的な会社会計制度と考えられていた、会社会計の祖国英国の会計報告実践の様式を導入したのである。

ただしその受容の経由については、当時の横浜における英一番館（英国商館）経由であったのか、中国の香港上海銀行経由であったのか、または英国内における銀行会計報告実践そのものから直接に受容したのかについては、現在までのところ不明である。

第一国立銀行の計算書類体系は、1875年上半年期以降、「半季利益金割合報告」で利益処分項目が「締切後」に提示されるようになった点を除けば、1875年下半年期まで継続した。さらにその後、「半季実際報告」でこうした処分項目の金額が表示されなくなり、またこうした処分項目そのものが削除されるなどの変遷を経て（久野，1987），その後の国立銀行統一会計制度の様式へと引き継がれていくことになる。

国立銀行統一会計制度の形成

1876年には大蔵省によって、すべての国立銀行向けの『国立銀行報告差出方規則』が制定された。翌年6月にはそれが改正されると共に、別冊・『半季実際考課状雛形』が大蔵省から交付されて、それ以後のすべての国立銀行は、1877年12月までの半期事業年度決算から『(改正)規則』と『雛形』に基づく計算書類を作成した。

また国立銀行は、1876年8月に改正されていた『国立銀行条例』第79条と『国立銀行成規』第66条の規定に基づいて、まず決算日（6月30日と12月31日）の翌日から10日以内に大蔵卿（1877年1月迄は紙幣頭に提出されることになっていたが、同月、銀行課が紙幣寮から大蔵省本省に移管され、以後は大蔵卿）に直接提出され承認を得た後、株主一同に通知して株主総会で決議し、かつ新聞で公告すべきこと、またその後でなければ配当を実施できないこととされた。ここに日本で最初の統一会計制度が形成されたのである。

当初、こうした国立銀行統一会計制度形成前後の計算書類体系の変遷については、「利益処分後貸借対照表」+「損益+利益処分混合損益計算書」から「利益処分前貸借対照表」+「損益+利益処分混合計算書」への推移であると理解された。すなわちこれらの変遷過程は、整合的な決算報告書の体系から不整合的なそれへの跛行的進行であると理解された（片野，1968）。なぜならば、利益処分項目が「損益+利益処分混合計算書」に表示される場合には、それらが同等の資格で「貸借対照表」にも表示されない限り整合的ではないと考えられたからである。

後に、こうした理解については、久野秀男によって修正が加えられた。久野によれば、統一会計制度形成以前も以後も、国立銀行の計算書類体系は、一貫して「利益処分前貸借対照表」+「損益+利益処分混合計算書」からなる「提示型」（Proposed Type）計算書類であり、決して跛行的進行ではなく、整合性は継続的に保たれていたというのである（久野，1987）。

「提示型」計算書類と「宣言型」計算書類

また明治期における日本の先行株式会社においては、こうした利益処分「提示型」計算書類の外に、決算の時点で利益処分の会計処理をしまい、残額（次期繰越金や、配当金等を控除した現金残高等）のみを記載する利益処分「宣言型」（Declared Type）計算書類の体系も存在した（久野，1987：）。

「宣言型」計算書類は、「利益処分後貸借対照表」+「損益+利益処分混合損益計算書」から構成される。

こうした「提示型」計算書類の事例は、第一国立銀行や第四国立銀行、横浜正金銀行や日本銀行また日本勧業銀行、国立銀行統一財務諸表等にもみられる。他方、「宣言型」計算書類の事例は、日本郵船、抄紙会社・製紙会社（王子製紙）、小野田セメント、日本生命等にもみられる（久野，1987）。

19世紀における英国銀行会計報告実務

もっとも、19世紀における英国銀行企業の計算書類は、そのすべてが「提示型」計算書類か、そうでなければ「宣言型」計算書類を作成していたわけでは必ずしもなかった。

1870年代の英国の『貸借対照表』・『損益計算書』の様式については、1877年の英国『会社法改正草案』に強制的に盛り込まれた貸借対照表と損益計算書の形式が参考になる。

通称 Chadwick 計算書類と呼ばれるこの計算書類の「損益計算書」では、貸方側で事業結果としての利益から原材料・賃金経常費・営業費を控除した総利益（gross profits）は示され、借方側で積立金勘定に当期の利益処分で繰り入れられるべき金額と支払われるべき配当の金額が、あらかじめ提示されている。

他方、貸借対照表借方側（English 方式のため、資本及び負債）の最後には、総利益から利子や配当、さらには一般経費の一部を控除した利益額が示されている。明確に「提示型」計算書類であった（千葉、1991：125）。しかし実際の当時の銀行会社報告実務には、実はかなりの多様性が存在したのである。

現在、London のギルド・ホール図書館（Guild Hall Library）には、1880年以後の英国上場会社のすべての『取締役報告書』（Director's Report）が保存されている。当時の銀行会計実務についても、1880年から1885年にかけて株主総会に提出されたすべての上場銀行会社の計算書類が含まれた『取締役報告書』は、同図書館所蔵の5冊の『Banks Report』によって観察可能である。1870年代のものではないが、当時の英国銀行会社の計算書類がいかなるものであったのかを考察するひとつの重要な原史料とはなるであろう。

それら5冊の『Banks Report』に収録されている199社の計算書類は、利益処分の記載方式の相違により、以下の7つのタイプに類型化することが

できる。

第一類型は、当期に算定された未処分利益に関する処分項目を、ただ単に『取締役報告書』において文言で提示するか、または計算書類の下に表示するものであり、73社（約36.7%）がこの様式を採用している。

第二類型は、同じく処分項目を、『損益計算書』（Profit and Loss Account）とは別個の『利益処分計算書』（The Appropriation Account）で提示するものであり、6社（約3%）が採用している。

第三類型は、同じく処分項目を、『損益計算書』の中で、いったん締切がなされた後に提示するものであり、12社（約6%）が採用している。

第四類型は、同じく処分項目を、『損益計算書』の中で、締切前に提示するものであり、60社（30.2%）というかなりの数の会社が採用している。

第五類型は、同じく処分項目が、『損益計算書』のみならず『貸借対照表』においても既に提示されているものであり、23社（約11.6%）が採用している。

第六類型は、同じく処分項目が、『損益計算書』で既に宣言され、『貸借対照表』ではもはや処分済みであるためにそれらの項目が見いだせないものであるが、これらを採用している会社は意外に少なく、わずか9社（約4.5%）であるにすぎない。

最後に第七類型は、当期に算定された未処分利益に関する処分項目について、一切の表示がないものであり、16社（8%）の計算書類がこれに該当する（千葉, 1986a, 1986b）。

このように、当時の英国銀行会社会計報告実務において、利益処分項目の記載にはかなりの多様性が存在した。第六類型の「宣言型」が少ないのが意外であるが、相対的に多数を占めるものは、第四類型と第五類型に見られる「提示型」であることがわかる。

すなわち、日本の最初の統一会計制度である1877年国立銀行計算書類『雛形』は、紛れもなく当時、相対的に最も流行していた英国銀行の計算書類の様式を導入したものであり、また決して「跛行的進行」でもなかった

のである。

保険会社会計報告実務に対する英国の影響

明治期における保険会社会計報告実務についても、英国の影響が観察される。

例えば当時の代表的保険会社である日本生命株式会社は、1897年（明治30年）12月31日付で、1889（明治22年）9月20日からその日までの決算書類を一括して『第壹次総決算報告書』として株主総会に提出している。

日本生命の計算書類は、縦書きであるが、資産・負債ではなく、「資産・責任」が並列的に示された計算書（貸借対照表）と、収益・費用ではなく「収入・支出」が並列的に示された計算書（損益計算書）から構成されている。また両計算書は、それぞれの末尾の項目である「資産ヨリ責任ヲ控除シタル剰余金」と「収入ヨリ支出ヲ控除シタル剰余金」によって有機的な関連性を有している。

ここで登場する「収入・支出」の対照表というのは、極めて特異な名称である。

19世紀英国で初めて会社設立に準則主義制度を導入した1844年『登記法』以後、当時の最大の問題児（不良会社）であった保険会社を監視する目的から、英国議会は、保険会社の計算書類を調査し、数々の審議を行うための報告書を作成した。そのため『英国議会記録』(British Parliamentary Papers) には、1845年事業年度以後のすべての保険会社の「計算書類等」(Accounts and Papers) の記録があり、私達にも観察可能である。

その冒頭に登場する、Royal Insurance Company の1845年6月14日から1846年12月31日までの最初の事業年度の計算書類（Balance Sheet）は、借方「Receipts」・貸方「Expenditure」からなる損益計算書と、借方「Liabilities」・貸方「Assets」からなる貸借対照表との結合形態である。またこれら両計算書は、それぞれの末尾の項目である「残高」(Balance in hand) と「資本主のための収支勘定残高」(Balance of Receipts and Expenditure Account in

hand for proprietors) によって有機的な関連性を有している。

当時の日本生命株式会社の計算書類の形式が、19世紀英国の保険会社における計算書類の形式を、直訳しつつ導入したことは明らかである。

ただし日本生命の計算書類の場合には、当期の処分可能利益から支払われるべき株主配当金と役員賞与金とが、既に「収入・支出」の対照表で宣言され、「資産・責任」の対照表の責任の部分にはそれらの未払分のみが表示される「宣言型」の体系になっている。

しかしながら、当期の処分可能利益から支払われるべき配当金や役員賞与金等を、既に宣言しているか、または提示している英国保険会社の計算書類を、1845年当時まで遡及しても、ひとつも観察することは出来ないのである。

郵船会社会計報告実務における日英の交渉

当時の日本における先行株式会社であった郵船会社会計報告実践についてみてみよう。

日本郵船会社が1887年（明治20年）12月に株主総会に提出した、第一回・第二回決算書類の体系は、「損益勘定」・「大修繕積立金勘定」・「保険積立金勘定」・「資産負債勘定表」から構成されている。このように特定の目的積立金勘定表を、別個に表示する様式は、当時の英国郵船会社の計算書類にも随所にみられ、ここでも英国の影響が十分に観察される。

ただしここでも日本郵船の計算書類は、当初から当期配当金が既に「損益勘定表」の「支出之部」で宣言されと共に、「資産負債勘定表」の「負債ノ部」にも未払金として表示される「宣言型」の体系をなしていた。第三回決算書類以後も、当期配当金が既に支払済みのものとして「資産負債勘定表」にはその内訳項目としてしか登場せず、「当期支払済分文」の金額のみが本欄に表示されるという「宣言型」の体系であった。

しかしここでも、当時の英国郵船会社の計算書類様式に目を転じてみよう。「ギルド・ホール図書館」には、1881年から1885年までの全上場郵船

7.—CITY OF LONDON LIFE ASSURANCE SOCIETY.

PLACE OF BUSINESS - - - - - 13, St. Swithin's-lane.
 OBJECT - - - - - Life Assurance.
 DATE OF COMPLETE REGISTRATION - - - - - 12 December 1845.

BALANCE SHEET from 12 December 1845 to 31 October 1846.

(signed) $\left. \begin{array}{l} \text{John Powis,} \\ \text{G. W. Wood,} \end{array} \right\}$ Directors. || $\left. \begin{array}{l} \text{J. J. Chalk,} \\ \text{G. T. Farrance,} \end{array} \right\}$ $\left. \begin{array}{l} \text{Hy. W. West,} \\ \end{array} \right\}$ Auditors.

RECEIPTS.		EXPENDITURE.	
	£ s. d.		£ s. d.
Cash on account of shares - - - - -	4,895 - -	Charges for forming establishment and for current expenses	2,796 13 10
Ditto for premiums of assurance - - - - -	1,418 6 1	For re-assurance policy - - - - -	118 10 -
Ditto for interest on money advanced - - - - -	20 14 11	For policy stamps - - - - -	84 5 -
Ditto for annuity - - - - -	200 - -	Balance due by sundry agents (included in receipts for	
Ditto for stamps - - - - -	89 10 -	premiums) - - - - -	17 3 5
		Cash invested in mortgages and Exchequer Bills - - -	3,164 3 10
		Cash at banker's and in hand - - - - -	442 14 11
	£ 6,623 11 -		£ 6,623 11 -
LIABILITIES.		ASSETS.	
	£ s. d.		£ s. d.
Amount of assurance effected - - - - -	4,417 16 1	Amount of subscribed capital due on demand - - -	213,505 - -
Cash received for annuities - - - - -	200 - -	Cash invested in mortgages - - - - -	2,250 - -
Balance - - - - -	173,188 15 10	Ditto - -in Exchequer Bills - - - - -	914 3 10
		Ditto - -at Barnett's & Co. - - - - -	291 8 2
		Ditto - -at Strahan's & Co. - - - - -	110 14 7
		Ditto - -in hand - - - - -	40 12 2
		Policy stamps on hand - - - - -	5 5 -
		First year's half-credit premiums due by assured - - -	95 17 2
		Balance due by sundry agents - - - - -	17 3 5
		Re-assurance policy for 2,000l. - - - - -	118 10 -
		Office furniture and fixtures - - - - -	457 17 7
	£ 217,806 11 11		£ 217,806 11 11

会社の『取締役報告書』が収録された『Shipping Reports』が所蔵されており、全57社の計算書類が観察可能である。

その内、8社が何らかのかたちで当期配当金等の利益処分項目について計算書類の中で言明しているものの、前述した銀行会社計算書類の類型でいえば、その内訳は第三類型が2社、第四類型が5社、第五類型が1社であり、「宣言型」の第六類型は1社も観察しえない。また当時の他の業種にも容易には見出せないのである（千葉, 1986a, 1986b）。

このことは、日本の明治期における主要先行会社における「宣言型」計算書類が、英国からの直接的な影響によるものなのか、日本独自の発展形態として捉えられるべきなのかという問題を、今尚、残している。

3. 日英報告会計制度の社会的・歴史的意味の相違

いずれにせよ、前節で考察された数々の事例は、まだ商法計算規定がまだ社会経済的に機能する以前（前商法期）から、日本の主要先行株式会社の会計報告実務に対する英国会計報告実務の圧倒的な影響を示している。

そこで述べられた事例以外にも、特に郵船会社や鉄道会社における広義の減価償却会計実践などでも、私達は興味深い日英の並行的な展開過程の中にも、両国会計制度の交渉過程をみることができる（高寺, 1974）。

しかしながら、こうした両国の計算書類の類似性にもかかわらず、それらの各々の社会的・歴史的意味と機能は、極めて異なっていたのである。

英国近代会計制度の基本思考

19世紀英国会社会計制度は、自立（律）的な市民社会における独自の公共圏（市民的公共圏）における会社の自治（autonomy）の表現として形成されたものであった。

利益処分等を含むほとんどの会計規定の骨組みは、信託設定者である株主と信託受託者である取締役との信託契約としての性格をひきずった会社

定款——とりわけ通常定款——の規定に委ねられていた。それ故、取締役の説明責任 (accountability) も、こうした信託関係 (trusteeship)・信託関係 (fiduciary relationship) の当然の結果として遂行されるべきものとして理解されていたのである。

しかもこれらの信託法理は、制定法によって初めて確立したというよりは、独自の公共圏における自主規制の実績をふまえて、判例 (特に衡平法, Equity) に認知させる過程を経て形成されたものであった。

従って、19世紀英国国会社会計制度の通奏低音であった信託会計では、利益処分の問題も、独自の信託約款の規程により、まず信託財産維持のためのコスト (配当等) が「持分株式の一株につき何%」等々のように表示されるのであり、それを控除した残額の「次期に繰り越されるべき利益」を表示した計算書類を承認してもらうことが、受託者の受託責任解除の条件とされていたのである (千葉, 1991, 1998)。

英国思考の受容の困難性

このような基本思考を内包する英国会計制度は、とりわけそれらを受容しようとする当時の日本にとっては、二重の意味で理解しがたい問題を含んでいた。

そのひとつは、当時の日本においては、近代英国のような政治的国家から分離された自立的な市民社会が存在しなかったことからくる、独自の市民的公共圏における自律性の欠如の問題である。

もうひとつは、信託法理における二重所有権制の問題である。信託 (Trust) では、受託者に信託財産に対する権原 (Title) と普通法 (Common Law) 上の所有権 (物的所有権) が移転するが、受益者には信託財産の運用から得られる果実の分配を受ける権利や、信託条項に違反する行為を取締役が行った場合には、法廷に訴えることができる衡平法 (Equity) 上の人的請求権が残る。後年の会計上の持分 (Equity) 概念は、こうした衡平法上の人的請求権に由来するものであり、持分権者に対しては当然の義務

として取締役の説明責任が伴うという「Equity-Accountability」概念の構造が形成される。

市民社会の欠如に加え、こうした信託的二重所有権制を基底的な思考とする英国会計制度を、当時の日本人が理解できるはずもなかった。

従って、当時最も先進的であると考えられた英国計算書類様式が日本に導入された時、そこでは近代化のひとつの指標である自律性の問題の重要性は無視され、またそれ故に、国家に対する会計報告が強調される反面、株主に対する会計責任や、会社の社会に対する責任の問題は、あまり強調されない帰結をもたらした。

英国型計算書類様式の日本の変容

すなわち、日本における英国型近代報告会計実務の導入の局面では、経済社会における自律性と監査制度の欠如を克服するために、厳格な国家に対する会計報告が要求されたのであり、国立銀行統一会計制度や日本郵船会計等は、その象徴的なものであった。

すでに述べたように国立銀行においては、当初から一貫して計算書類を紙幣頭（1877年1月以後は大蔵卿）に提出し、その承認を得た後でなければ配当支払いを含む利益処分をなし得なかった。

取締役の会計報告責任は、単に株主総会の承認を得るだけでは不充分的なものであり、大蔵卿の承認を経て、はじめて解除された。しかも、1877年の統一会計制度以後は、株主総会の承認を得る前に、大蔵卿の承認を得ることが必要とされたのである。

従って、自治的な通常定款に委ねられることに等によって利益処分項目があらかじめ提示される様式をなしていた英国銀行の計算書類は、日本においては監督官庁であった大蔵省への利益処分に関して承認を受けるための申請書の様式として機能したのである。

1885年創設の日本郵船の場合も、監督官庁であった農商務省の認許を得なければ配当支払いを含む利益処分をなしえなかった点では、国立銀行の

場合と同様である。

しかし海運日本の象徴であった日本郵船においては、それに加えて、以下のような会計処理を行うことが、事実上、許容されていた。その会計処理とは、農商務省から下附された『命令書』の規定に基づき、当期純利益から、各船価総代価に対する所定の割合の金額を減価引除金（減価積立金）に、また所定の割合になるべく近い金額を保険積立金と大修繕積立金に利益処分として積立て、当期純利益をゼロとする会計処理である。しかる後、配当金を全額、政府補給金として補給してもらうというものであった（山口, 1998）。

従ってここでは、国立銀行の場合とも異なり、「利益処分に関して、株主総会に『提案』（proposition）しようにも、しようがない」（久野, 1987）のである。

英国型郵船会社計算書類様式が日本の導入された際、そこでは、配当に充当する利益の欠如を示しつつ、それ故に受け取るべき（または受け取った）政府補給金を確実に配当支払いに充当する（または充当した）旨を農商務省に報告するための書式として機能した。またそれ故に「宣言型」計算書類が作成されたと考えられる。

4. 洋式簿記法の導入

明治初期には、近世日本には見られなかった簿記の教科書が刊行された。簿記は、近世におけるひとつの商家内の秘伝的な知識から、社会的な広がりやを帯びた普遍的な知識へと進展していったのである。

洋式簿記法の導入である。従来の和式簿記法から洋式簿記法への転換が、主要先行会社では比較的迅速に、他方、伝統的な商家・商店から会社へと転換した企業においてはゆっくりと進展していくことになる。

その出発をなすものは、第一国立銀行が設立された1873年（明治6年）に刊行された福沢諭吉の『ちょうあいのほうのほう』とシャンド（Alexander Allan Shand）

の『銀行簿記精法』である。その意味でも、1873年が日本近代会計制度史の出発点となる。

福沢諭吉『帳合之法』

本書の原書 (original text) は、当時、米国の商業学校で広く読まれていたブライアントとストラットン (Bryant & Stratton) の簿記書 *Common School Bookkeeping*, 1871 (初版は1861年) である。その意味で、本書は福沢自身の創作でなく、翻訳書である。

本書は2回に分けられ、まず「略式」(単式簿記) すべての訳が1873年6月(日本最初の簿記書)に、続いて「本式」(複式簿記)前半部分の訳が翌1874年6月に出版された。『福沢諭吉全集第三巻』(岩波書店)にもその全文が収録されている。

本書のタイトルにある「帳合」は、近世商家の簿記が「帳合わせ」といわれていたことを配慮したものであろうといわれる。直訳ではなく、漢字・漢数字十進法右縦書きであり、企業名も「山城屋」とするなど、当時の日本人に広く読まれるため、導入部では限りなく和式簿記法の様式を借りながら、洋式複式簿記法の長所を紹介する手法がとられている。その意味では本書は翻訳ではあるものの、福沢自身の創作ともいえるものになっている。

本書序文には、次のような印象深い論述がみられる。

「學者は自から高ぶ^{おもへ}りて以為らく、商賣は士君子の業に非らずと、金持は自から賤しめて以為らく、商賣に學問は不用なりとて、知る可きを知らず學ぶ可きを學ばずして、遂に此弊に陥りたるなり。何れも皆商賣を輕蔑してこれを學問と思はざりし罪と云ふ可し。今此學者と此金持とをして此帳合の法を學ばしめなば、始て西洋實學の實たる所以を知り、……天下の經濟、更に一面目を改め、全國の力を増すに至らん乎。譯者の深く願ふ所なり。」(福沢, 1873 : 333-4)

福沢の「実学」とは、単に実利を得るためにのみ役に立つ知識を意味してはいなかった。それは、各個人が官に頼らず市民社会の中で経済的に自立するための知識であり、またそれを通して天下の経世に貢献しうするための知識を意味していたのである。まさに「一身独立して、一国独立する」ための学問を市民に求めた論吉の心意気が表れている。

また本書においては、英語の「Debit-Credit」に「借-貸」という用語が充てられた。イタリア式複式簿記法の貸借に関する慣用語には、多少乱暴に整理すると二つのタイプがあった。第一のタイプは、「支払うべし--受取るべし」(debet dare-debet habere, shall give--shall have, または ought to give--ought to have) という表現のものであり、第二のタイプは、「借方--貸方」(debet nobis-recepimus) という表現のものである。

第一のタイプは、ドイツ (Soll GevenとSoll Haven がさらに簡略化して Soll-Haven) やフランス (Doit-Avoir), また今日のイタリア (Dare-Avere) 等に継承された。

第二のタイプは、英国に、また英国経由で米国に継承された。英国では、イタリア式簿記法の導入期においては「ought to give-ought to have」を採用していたが、16世紀末以降に今日の「Debit-Credit」になった。これが米国経由で日本にも伝わったのである。

日本の学制は、明治5年 (1872年)、商業学校は明治13年 (1880年) に開始したが、本書は多くの学校で教科書として採用され、その後の簿記教科書の模範となった。しかし本書は多くの人々に読まれたものの、商家において実際に帳簿を改革した者は少なかった。

小倉栄一郎によれば、明治32年 (1899年) の『商法』全面施行に刺激されて、こうした洋式複式簿記法に移行しようとしたものの、「まもなく断念した実例を示す史料が残っているほど、在来の商店では固有簿記法が守られ、洋式複式簿記の全面普及は大正末昭和初期 (1920年代―千葉) になる」(小倉, 1979 : 681) のである。

アラン・シャンド『銀行簿記精法』

明治6年(1873年)12月、大蔵省から日本で最初の複式簿記書『銀行簿記精法』が出版された。本書は、当時新設の国立銀行の「諸帳面ノ組立方」と「銀行ヨリ政府へ呈スル申達書」を解説した指南書としての役割を果たした。アラン・シャンドの講述を内容としていることから、「シャンド式簿記」ともよばれる。

本書では、「借方-貸方」という用語で総勘定元帳の各勘定口座、総勘定差引残高表、日記帳、各補助帳簿の左右が区別された。本書は、今日まで続いている日本の統一銀行簿記法であり、後に「伝票式総合仕訳帳」として発展し、銀行のみならず、広く日本各界の実務に多くの影響力をもった帳制の基礎を築く上で大きな役割を果たした。

本書は、特に現金式仕訳法(現金収支を伴わない取引も現金取引に還元して仕訳を行う方法)や、完備した帳票制を採用したことによる特徴がある。また、本章で考察した計算書類との関係においては、公表財務諸表すなわち当時の香港上海銀行における「提示型」計算書類(貸借対照表と損益+利益処分計算書)の事例を示した点において、後世に重要な影響を与えた。シャンドはスコットランド人であったが、紹介したものはイングラント式計算書類様式であった。

シャンドは、1872年から1873年までと、病気のため一時帰国後の1874年から再び、誠実な「お雇い外国人」(身分は紙幣頭書記官)として、大蔵省官吏や第一国立銀行行員達を教授した。月給は450円から500円であり、その他、屋敷の無料使用が認められた。

明治初年より同22年まで「お雇い外国人」の総数は2,299名を数える。その中では英国人928名が突出しており、米国人374名、フランス人256名、中国(清)人253名、ドイツ人175名がそれに続く。当時のシャンドの待遇は、Aクラスではなく(最高額月給は造幣寮首長であった英国人キンドルの1,045ドル:当時1ドルは約1円)、Bクラスであったといわれる。しか

し当時の太政大臣の月給が800円、その他の大臣（卿）が500円、第一国立銀行総監役（事実上の頭取）の渋沢栄一が300円であった（土屋、1966）ことを考えると、雇用当時28歳であったシャンドにとってはかなり良い待遇であったといえよう。

シャンドはその後、西南戦争勃発等もあり、1877年1月にその任を解かれて帰国した。しかしシャンドと日本との関係はそれで終わったわけではなかった。

高橋是清が、政府の密命を帯びて、日露戦争遂行用の外債募集のために渡英した1898年以降、現地でその目的達成のために献身的に尽力した人物も、当時のパーズ・バンク、London 支店副支配人アラン・シャンドであった（土屋、1966, 1969, 西川孝治郎, 1971）。

結果的に、米国や英国での外債発行を実現させた日本は、1904/5年の日露戦争で、同じくフランスでの外債発行を実現させた大国ロシアに勝利し、世界に登場する。

『日用簿記法』と『簿記学例題』

明治初期には、様々な外国の複式簿記書が輸入され、その翻訳が遂行された。中でも重要なのは、共に明治11年（1878年）に刊行された得能良介監修・須藤時一郎校閲・宇佐川秀次郎訳の『日用簿記法』と、森島修太郎訳の『簿記学例題』である。

前者の『日用簿記法』の原書は、英国人C. ハットンの *A Complete Treatise on Practical Arithmetic & Bookkeeping* で、本書はその部分訳（抄訳）である。本訳書の原稿は『尋常簿記法』とよばれる。ハットンによる原書の初版年はいまでも不明であるが、それまでに一世紀以上にわたって重版が重ねられた簿記書であった。

『日用簿記法』本編の数字は日本十進法右縦書で、帳簿の例示はない。しかし別冊の「付録雛形はすべてアラビア数字の洋式帳簿であるから本編と別冊を合わせて日本最初のアラビア数字を用いた簿記書のひとつというこ

となる」(西川孝治郎, 1982 : 123, 140-53)。

後者の『簿記学例題』の原書は米国人E. Z. フォルサム(*Logic of Accounts*, 1873年)である。フォルサムは、今日でもH.R.ハットフィールドに先立つ米国の会計理論家として知られており、本書も名著としての定評があるが、すでに明治の初期にその原書が日本に輸入され、翻訳されていた。

『簿記学例題』上篇では、まず「すべてのビジネス取引は、同等 (coequal) の価値の交換である」というフォルサムの基本テーゼと理論をわずか3頁で要約し、有名な「天秤図」を加えて序章(全4頁)としている。

次に、底本にある第一例題以下13の例題が示される。それらは「原文の米貨を邦貨に読みかえ、人名等を適宜に改める外、商品は数量と単価を与えて金額をblankにするなど、巧妙にしてかつ的確なる翻訳である」(西川孝治郎, 1982 : 159-60)。

下篇では雑題第一例題から第七例題までが示されるが、原書の例題は使用されておらず、森島の創作となっている。

なお、フォルサムの *Logic of Accounts* については、明治14年(1881年)に^{ずしたみよし}図師民嘉による別の訳書『簿記法原理』が甘泉堂から出版された。訳者自身の緒言に続く目録(目次)以後の本文では、森島訳書でわずか3頁に要約されたフォルサムの基本テーゼと理論が、6章にわたってほぼ完訳されている。

これらフォルサム書の二人の翻訳者、森島と図師は、明治8年に商法講習所(現在の一橋大学)を創設したW.C. ホイットニーの最初の学生であり、フォルサム会計学を彼から直接に教わったのである(西川孝治郎, 1982 : 123, 165-70)。

5. むすび

このように、日本の明治以後の会社会計制度は、決して「ドイツ的」な

ものだけから出発したのではなく、明治初期・前商法期の主要先行会社会計報告には、直接的・間接的に英国の報告会計実務の圧倒的な影響がみられる。しかし、そうした当時の英国型会計報告実務の導入にもかかわらず、そこでは、英国会計制度の基本思考までを継受することはできず、その計算書類の「様式」のみの模倣にとどまった。

そこでは、主要先行会社形成の国家主導型の故に、株主総会や社会に対する取締役の会計責任が空洞化し、むしろ強く国家・監督官庁を意識した計算書類の作成・提出が実践され、そのために英国型計算書類様式が有効であった。日英両国の計算書類様式の類似性にもかかわらず、両者の社会的・歴史的意味とその機能は、著しく変容させられていたのである。

参考文献

- Banks Report (1881-1885) A-B, C-G, H-M, N-R, S-Z, Vol.1-Vol.5
- British Parliamentary Papers (1852) Accounts and Papers, Vol.LI
- Bryant, H.B. & H.D. Stratton (1871) *Common School Bookkeeping; embracing single and double entry*, New York, Ivison, Blakeman, Taylor & Company, [復刻版, 洋学堂書店, 1994年] (福沢諭吉訳『帳合之法』1873年, 『福沢諭吉全集第三巻』岩波書店, 1959年所収)
- 千葉準一 (1987a) 「19世紀英国国会社会計制度と我国初期財務報告制度への投影 (一), (二完)」『會計』第131巻第2号, 第3号
- Chiba, Junichi (1987b) 'British Company Accounting 1844-1885 and its Influence on the Modernisation of Japanese Financial Accounting', 東京都立大学『経済と経済学』第60号
- 千葉準一 (1991) 『英国近代会計制度』中央経済社
- 千葉準一 (1998) 『日本近代会計制度』中央経済社
- Folsom, E. G (1873) *Logic of Accounts*, New York & Chicago, (森島修太郎抄訳『簿記學例題』三菱商業学校, 1878年, 函師民嘉抄訳『簿記法原理』, 甘泉堂, 1881年, 雄松堂復刻版, 1981年)
- 福田作太郎 (1862) 「英国探索」沼田次郎・松沢弘陽編『西洋見聞集』日本思想大系66, 岩波書店, 1974年所収
- 久野秀男 (1965) 『株式会社 財務諸表論』同文館
- 久野秀男 (1987) 『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学研究叢書15, 学習院大学
- 久野秀男 (1992) 『会計制度史比較研究』学習院大学研究叢書25, 学習院大学
- 片野一郎 (1968) 『日本財務諸表制度の展開』同文館
- McKinnon, Jill (1994) 'The historical and social context of the introduction of double entry bookkeeping to Japan' *Accounting, Business and Financial History*, Vol.4, No1, March
- Morishima, Michio (1982) *Why Has Japan Succeeded?, Western Technology and the Japanese Ethos*, Cambridge University Press, Cambridge, London, New York, (森島通夫『なぜ日本は「成功」したか?』TBSブリタニカ, 1984年)
- 西川孝治郎 (1971) 『日本簿記史談』同文館
- Nishikawa, Kojiro (1977) 'The Introduction of Western Bookkeeping into Japan', *The Accounting Historians Journal*, Vol.4, No1, Spring
- 西川孝治郎 (1982) 『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂
- 沼田次郎 (1974) 「幕府の遣欧使節について一万延元年の遣米使節より慶応元

- 年の遣仏使節まで」沼田次郎・松沢弘陽編『西洋見聞集』日本思想大系
66, 岩波書店, 1974年所収
- 小倉栄一郎『『帳合之法』』番場嘉一郎編『新版 会計学大辞典』中央経済社所収
Shipping Report (1881/1885) A-Z, Vol.1
- 鈴木 明 (1988)『維新前夜 スフィンクスと34人のサムライ』, 小学館
- 高寺貞男 (1967)『『貸借対照表』 導入期におけるイギリス式と大陸式の接合』
『経営史学』第2巻第2号
- 土屋喬雄 (1966)『シャンドーわが国銀行史上の教師』東洋経済新報社
- 土屋喬雄 (1969)『お雇い外国人⑧ 金融・財政』鹿島研究書出版会
- 宇佐川秀次郎訳 (1878)『日用簿記法』[雄松堂復刻版, 1981年]
- 山口不二夫 (1998)『日本郵船会計史 [財務会計篇]』白桃書房
- ユネスコ東アジア文化研究センター編 (1975)『資料 御雇外国人』小学館